

青森県報

第三百三十六号

令和三年
七月十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………(同) ……四
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……五
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……五
- 右 同……………(同) ……六

告 示

示

青森県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 廃 止 日
代官町クリニック吉田眼科	弘前市大字代官町一〇八	令和 三・五・三
小林歯科医院	五所川原市字柏原町五〇	〃

青森県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定 日
代官町クリニック吉田眼科	弘前市大字代官町一〇八	令和 三・六・一
小林歯科医院	五所川原市字柏原町五〇	〃

青森県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	M i K株式会社	名 称	居宅介護事業者	
			主たる事務所の所在地	
〃	青森市堤町二丁目一の三			
〃	居宅療養管理指導	類 業 種	居宅介護	
			事業の種類	
〃	ひまわり薬局 城東店			
〃	弘前市大字福一村字新館添一			
〃	令和 三・六・一	指 定 年 月 日		

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	M i K株式会社	名 称	介護予防事業者	
			主たる事務所の所在地	
〃	青森市堤町二丁目一の三			
〃	居宅療養管理指導	類 業 種	介護予防	
			事業の種類	
〃	ひまわり薬局 城東店			
〃	弘前市大字福一村字新館添一			
〃	令和 三・六・一	指 定 年 月 日		

青森県告示第四百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	M i K株式会社	名 称	居宅介護事業者	
			主たる事務所の所在地	
〃	青森市堤町二丁目一の三			
〃	居宅療養管理指導	類 業 種	居宅介護	
			事業の種類	
〃	ひまわり薬局 城東店			
〃	弘前市大字福一村字新館添一			
〃	令和 三・六・一	指 定 年 月 日		

青森県告示第四百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	MIK株式会社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	青森市堤町二丁目一の三	主たる事務所の所在地	
〃	介護予防 居宅療養 管理指導	類 別	介 護 予 防 事 業 の 種 類
〃	ひまわり薬局 城東店	名 称	介 護 予 防 事 業 所
〃	弘前市大字福一村字新館添一	所 在 地	
〃	弘前市大字本町五六の九	所 在 地	
〃	令和 三・六・一	指 定 年 月 日	

青森県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

レモン薬局	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
むつ市中央一丁目三の三五			令和 三・八・一

青森県告示第五百一号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一五〇の六一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦薮町字響滝六四の三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
1	国 道	一〇四号	三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下一四四から 三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下七六の一まで	後	前	四三・〇〇メートルから 八一・五〇メートルまで	一七八・六〇メートル	
				後	前	一七・〇〇メートルから 一九・一〇メートルまで	二一・〇〇メートル	
2	県 道	田子十和田 湖線	三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一九〇から 三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一九〇まで 三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一五一から 三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一五一まで	後	前	一七・〇〇メートルから 一七・五〇メートルまで	二一・〇〇メートル	
				後	前	一三・二〇メートルから 一三・三〇メートルまで	二四・〇〇メートル	
				後	前	五七・八〇メートルから 五九・四〇メートルまで	二四・〇〇メートル	
				後	前	一一・七〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	一五五・六〇メートル	
3	県 道	石無坂鹿田 線	三戸郡新郷村大字戸来字馬場野二の一から 三戸郡新郷村大字戸来字毛サ沢五二の一まで	後	前	一八・八〇メートルから 一九・一〇メートルまで	一五五・六〇メートル	
				後	前	一八・七〇メートルから 一八・四〇メートルまで	一一・六〇メートル	
4	県 道	妙売市線	八戸市吹上一丁目四五の六から 八戸市吹上一丁目四五の六まで	後	前	二〇・三〇メートルから 二六・四〇メートルまで	一一・六〇メートル	
				後	前	一八・七〇メートルから 一八・四〇メートルまで	一一・六〇メートル	

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和三年八月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年八月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一 五一から 三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一 五一まで	令和三・七・二九

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
令和三年七月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK
- 三 代表者の氏名
大西 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字紙漣町四の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内の地域住民に対し、社会や行政と連携・協働しながら地域を超えて互いにエンパワーメントするネットワークの構築や生活満足度の向上に関する事業を行い、地域の振興、人材の育成及び自然の恩恵を利用した産業の活性化に向けて持続可能な社会の実現を図るとともに、互いの人権を尊重し、各人の個性、

能力、知識及び経験を生かす場やだれもが暮らしやすい環境の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン平賀
平川市小和森上松岡一九三の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 DCM株式会社
東京都品川区南大井六丁目二二の七
代表取締役 石黒靖規
- 2 イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 加藤久誠
- 3 NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目二の七〇
代表取締役 成瀬明弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	令和 三・三・一

株式会社セリア 岐阜県大垣市外測二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	三・三・一
有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤豊一郎	変更なし		
株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久	変更なし		
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田裕史	変更なし		
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二 代表取締役 鶴羽順	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二 代表取締役 八幡政浩		令和 二・八・二
佐藤正人 秋田県秋田市土崎港南一丁目三の三 三ア・レストコア一〇二	変更なし		
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一		令和 二・八・三

四 届出年月日

令和三年六月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

令和三年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン浪岡

青森市浪岡大字浪岡字松島一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	令和 二・三・一

四 届出年月日
令和三年六月二十八日
五 届出書の縦覧

代表取締役 鈴木貞男	株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二	変更なし	株式会社サンライズトレーディング 青森市大字平新田字池上五六の一 代表取締役 森直樹	令和 二・四・一〇
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	変更なし			
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一 代表取締役 矢野靖二	変更なし			
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三條二丁目一 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規			三・三・一
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五 代表取締役 辻雅信			令和 二・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 加藤久誠	変更なし			
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし			

六 意見書の提出

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期間
令和三年七月十九日から同年十一月十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 4 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和三年十一月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円